

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

194

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

道路メンテナンス事業補助制度における変更交付申請手続の簡素化

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

道路メンテナンス事業補助制度の橋梁・トンネル・道路附属物等の交付決定単位間の流用を軽微な変更とするなど、迅速な国費の流用を可能とすること。

また、交付申請時に個別の施設名を記載した事業内訳調書(様式3の6(別紙内訳))及び道路メンテナンス事業実施計画(別紙様式)の提出を不要とし、補助金を充てて修繕を実施する施設に変更がある場合でも、変更交付申請によらず、当該変更を実績報告書により報告することで足りるとするなど、変更を含む交付申請手続を簡素化し、年度内の修繕対象施設の変更に迅速に対応可能とすること。

具体的な支障事例

交付決定単位(現行は橋梁・トンネル・道路附属物等の各計画ごと)間で国費を流用するには変更交付申請が必要であるが、変更交付決定まで約2か月を要することから、資機材等の価格高騰や修繕範囲の大幅な増といった事業実施中の状況の変化に迅速に対応することができない。

また、年度当初に提出を要する事業内訳調書等に記載した施設の追加又は削除をするには変更交付申請が必要であるが、これも同様に変更交付決定まで約2か月を要することから、年度内の点検・修繕状況の変化(年度中に緊急的な対応が必要である施設が判明した場合等)に迅速に対応することができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

必要な施設への修繕に早期に着手することができ、効率的な修繕が可能となることから、修繕措置率及び住民サービスの向上につながる。また、変更交付申請の手続に係る負担が軽減されることで、事務の効率化や予算の効率的な執行が可能となる。

根拠法令等

道路メンテナンス事業補助制度要綱

道路局所管補助金等交付申請について(平成13年3月30日付け国道総第589号国土交通省道路局長通知)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第1項

国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)第5条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島市、いわき市、茨城県、高崎市、館林市、横須賀市、松本市、浜松市、名古屋市、京都府、寝屋川市、奈良市、山口県、高松市、福岡県

〇トンネルについて、長寿命化修繕計画単位ごとに事業内訳調書及び別紙リストに基づき交付決定を受けているが、日々の日常点検により、本体構造に影響を及ぼす恐れのある箇所での修繕を実施したい箇所が発生したが、交付申請及び交付決定を受けてからの執行では年度内の修繕完了が困難となるため、次年度の要望として交付決定を受けている。個別施設計画等に記載のある施設であることを条件に、箇所の追加等を軽微な変更として取り扱うことが可能であるならば、より安全・安心な道路施設の管理が可能となる。

各府省からの第1次回答

補助金の交付の申請があった際は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条(補助金等の交付の決定)に基づき、その補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査して、交付を決定しなければならないとされている。

道路メンテナンス事業補助制度の交付の決定を行うにあたっては調査が必要となるが、事業内訳調書及び道路メンテナンス事業実施計画については、適正な補助金の交付の決定を行う上で必要な書類である等の理由から提出を不要とすることは困難である。また、変更交付申請にあたっては、同様にして当該交付申請が適正な範囲で交付されるものとなっているのか確認が必要である。そのため、これらの提出を不要とすることや、実績報告書による報告をもって、変更交付申請手続を省略することは困難である。

なお、道路局所管補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日間であり、大部分の申請はその期間内に処理を終えているが、当該申請の補正に時間を要する場合などには、その期間を含めると、30日間を超える場合がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

道路施設の長寿命化対策については、施設数の多さなどから、予防保全への移行が不十分な状況であり、少しでも対策の進捗を図るため、本提案により、法令及び予算で定めるところの範囲内で迅速な予算の流用を可能とすることや手続の簡素化を検討していただきたい。

道路メンテナンス事業の執行にあたっては、個別施設計画を策定公表していることに加え、交付申請時には個別の施設名を記載した事業内訳調書(様式3の6(別紙内訳))及び道路メンテナンス事業実施計画(別紙様式)の提出を求められているところ、事業内訳調書の記載内容は道路メンテナンス事業実施計画の記載内容を包含している(もしくは包含させることが可能である)。そのため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条に基づく調査の目的を果たす観点から考えれば、どちらか一方の書類の提出を不要としたとしてもその目的は十分果たされ得ることから、提出書類の簡素化を行うことができる余地はあるものとする。

また、現行では、事業内訳調書等に記載している施設の中で、事業の進捗状況の変化によって国費の充当が困難となった施設が発生した場合に、当該施設を削除する際にも変更交付申請手続が必要であるが、例えば交付決定単位ごとの決定金額の総額に増減がなく、単に修繕実施予定であった施設を削除するだけの場合であれば、当該手続を不要とし、実績報告書による報告で足りることとするなど、可能な限り手続負担の軽減を図っていただきたい。

以上により、地方自治体の事務負担軽減の観点から、変更交付申請手続に係る事務負担の軽減に資する方策を講じていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

本件補助事業は、長寿命化修繕計画に基づく補助事業であり、長寿命化修繕計画は、長期間における概略的な計画であって、且つ、地方単独事業を含む計画である一方、道路メンテナンス事業実施計画(以下「実施計画」という。)は、長寿命化修繕計画のうち、当該年度に本件補助事業により実施する構造物の老朽化対策の内容及び費用を定める計画である。

また、事業内訳調書(様式3の6(別紙内訳))(以下「事業内訳調書」という。)は、補助金等に係る予算の執行の

適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条(補助金等の交付の決定)に基づき、交付の決定を行うにあたって補助事業の目的及び内容、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するために必要な書類である。

以前は「実施計画」と「事業内訳調書」を別々に国土交通大臣あてに提出されていたが、実施計画を交付申請書類に添付し一括提出することをもって、国土交通大臣に提出したものとみなす見直しを行い、地方公共団体の事務負担の軽減を図ってきたところである。

そのうえで、ご提案の「事業内訳調書」及び「実施計画」の「どちらか一方の書類の提出を不要」とすることについては、補助金の適正な執行や事務負担の軽減の観点から検討する。

また、ご提案の「単に修繕実施予定であった施設を削除するだけの場合であれば、変更交付申請手続を不要」について、事業を中止又は廃止する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第1項第4号の規定に基づき、あらかじめ国土交通大臣が承認(道路局所管補助事業の場合、事業の廃止申請手続)を行う必要があり、事業の中止又は廃止に該当せず、事業の内容の変更(当該年度に交付決定した施設を実施しない場合や施設を追加する場合)に該当する場合には、同項第3号の規定に基づき、あらかじめ国土交通大臣が承認(道路局所管補助事業の場合、変更交付申請手続)を行う必要があるため、いずれの場合においても申請手続を不要とすることは困難である。

なお、本件補助事業における対象施設は、補助事業の目的を達成する上で重要な要素であり、これを追加や削除することについて「軽微な変更」として取り扱うことは困難である。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【国土交通省】

(18)道路メンテナンス事業補助制度

道路メンテナンス事業に係る補助金の交付申請手続(変更交付申請手続を含む。)については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、「道路局所管補助金等交付申請について」(平13国土交通省道路局長通知)に定める「事業箇所別調書(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調書【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、「道路メンテナンス事業補助制度要綱」(令2国土交通省道路局長通知)に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があったものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。